

鹿児島県における人事行政の運営の状況（令和3年度）

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用の状況

令和3年度は、競争試験により286人、選考により589人の職員を採用しました。
また、1,268人の職員を再任用しました。

区 分	試 験			選 考	再 任 用		会計年度 任 用	合 計
	大卒程度 警察官A	短大卒 程度	高卒程度 警察官B		常時 勤務	短時間 勤務		
知事部局等	129	5	23	103	322	87		669
教育委員会		32	5	486	773	44		1,340
警察本部	39		53		42			134
計	168	37	81	589	1,137	131		2,143

※会計年度については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員に限る。

(2) 退職の状況

令和3年度は、2,299人の職員が退職しました。

区 分	定年 退職	早期退職募集 制度による退職	普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職	計
知事部局等	175		130	1	1		1	409	717
教育委員会	448		142		1		15	817	1,423
警察本部	82		31		2		2	42	159
計	705		303	1	4		18	1,268	2,299

2 職員数に関する状況

令和4年4月1日現在の職員数は、24,812人であり、1年前と比較して21人増加しました。

（各年4月1日現在）

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
一般行政部門	議 会	36	35	△ 1	《増事由》 【総務企画部門】 ・国体・全国障害者スポーツ大会に向け た体制強化 《減事由》 【農林水産部門】 ・採用退職数 【土木部門】 ・採用退職数
	総務企画	886	897	11	
	税 務	172	166	△ 6	
	民 生	476	480	4	
	衛 生	675	684	9	
	労 働	102	110	8	
	農林水産	1,557	1,535	△22	
	商 工	184	198	14	
小 計	4,959	4,958	△ 1		
特別行政部門	教 育	15,308	15,338	30	・いじめ、不登校に関する体制強化 ・採用退職数
	警 察	3,498	3,483	△15	
	小 計	18,806	18,821	15	
公営企業等 会計部門	病 院	987	995	8	
	そ の 他	39	38	△ 1	
	小 計	1,026	1,033	7	
総 合 計		24,791 (28,016)	24,812 (28,149)	21 (133)	

注 カッコ内は、条例定数の合計である。

第2 職員の人事評価の状況

各任命権者は、地方公務員法第23条の2に基づき、職員の執務について人事評価を実施しました。

(1) 知事部局等

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上及び県民サービスの向上に資することを目的とし、定期的に人事評価を実施しました。

対象者 (被評価者の範囲)	一般職に属する全ての職員
評価体制	・第1次評価者、第2次評価者及び第3次(最終)評価者 ・調整者(評価結果に対する所要の調整を行う者)
評価方法	・能力評価(年1回実施) ・業績評価(年2回実施)

(2) 教育委員会

ア 行政職員

知事部局等と同じ

対象者 (被評価者の範囲)	知事部局等と同じ
評価体制	知事部局等と同じ
評価方法	知事部局等と同じ

イ 学校職員

職員の意欲と資質・能力の向上を図るとともに、職員の職務遂行上の意欲、能力、実績等を公正に評価し、適切に処遇を行うことにより、学校組織の活性化に資することを目的として、「業績評価」と「能力評価」からなる人事評価を実施しました。

「業績評価」は、校長の学校経営方針を踏まえて、職員一人一人が設定した目標や目標達成のための具体策等について作成した人事評価記録書をもとに、校長等が、当初、中間、最終の年3回面談を実施し、前期業績評価を中間面談時に、後期業績評価を最終面談時に本人へフィードバックしました。

「能力評価」は、別に定める評価項目ごとの着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力の程度を評価し、校長等の評価者(複数)が、その結果を前期業績評価の中間面談時に本人へフィードバックしました。

対象者 (被評価者の範囲)	一般職に属する全ての職員
評価体制	第1次評価者、第2次評価者、調整者
評価方法	能力評価(年1回実施)、業績評価(年2回実施)

(3) 警察本部

職員が職務遂行上発揮した能力と職務遂行上挙げた業績を把握した上で、その勤務成績を公正かつ客観的に評価し、それを人事管理の基礎として活用することを目的として実施しました。

対象者 (被評価者の範囲)	警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の職員
評価体制	1次評価者、2次評価者、調整者、確認者
評価方法	年1回、12月31日に実施

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間の状況

職員の1週間の勤務時間は38時間45分で、病院や福祉施設、学校等、特別の形態によって勤務する必要がある施設に勤務する職員を除いて、勤務時間の割振りは下表のとおりになっています。

1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	日曜日、土曜日

2 休暇制度の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、療養休暇（学校職員は病気休暇）、特別休暇、介護休暇があります。

なお、年次有給休暇の平均取得日数は12.4日です（小・中学校の職員を除く。）。

（令和3年4月1日現在）

名称	要件	付与期間	備考
年次有給休暇		20日/年	
療養休暇 ※学校職員は病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	結核性疾患 12月 その他 90日	結核性疾患18月、成人病・精神障害6月まで延長可
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合	任命権者が人事委員会と協議して定める期間	
介護休暇	職員が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間	勤務しない時間当たりの給与額を減額

第4 職員の休業の状況

1 休業制度の状況

職員の休業には、自己啓発等休業、育児休業、大学院修学休業及び配偶者同行休業があります。

（令和3年4月1日現在）

名称	内容等	期間
自己啓発等休業	職員の公務に関する能力の向上に資する大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業	大学等課程の履修のための休業にあつては2年（特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年
育児休業	子の養育をするための休業	当該子が3歳に達する日までの期間
大学院修学休業	公立の小中学校等の主幹教諭等が専修免許状の取得を目的とし、大学院の課程等を履修するための休業	3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間
配偶者同行休業	公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業	3年

2 休業の取得状況

	自己啓発等休業	育児休業	大学院修学休業	配偶者同行休業
男性職員		56		
女性職員	2	605		5
計	2	661		5

注 令和3年度中に新たに取得した者と令和2年度以前から引き続き取得している者の合計を男女別に計上している。

第5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分

勤務実績が良くない職員、心身に故障のある職員に対しては、公務能率の維持及びその適正な運営の確保のために、降任、免職、休職等の処分を行うことができます。

令和3年度は267人の職員が心身の故障等により休職処分等を受けています。

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	計	失 職
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合			263		263	
職に必要な適格性を欠く場合		1			1	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合			3		3	
条例で定める事由による場合						
計		1	266		267	
地公法第28条第4項により失職した者						

注1 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

2 心身の故障の場合の休職には依願休職を含む。

2 懲戒処分

職務上の義務に違反した職員等に対しては、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持するために戒告、減給等の不利益処分を行うことができます。

令和3年度に懲戒処分を受けた者は、戒告3人、減給4人、停職1人、免職6人となっています。

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	3	3		6	12
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1	1		2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
計	3	4	1	6	14

注 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

第6 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課されています。

○ 営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないとされています。
令和3年度には159件の申請がなされ、159件を許可しています（小・中学校の職員を除く。）。

第7 職員の退職管理の状況

退職管理の適正の確保のため、「公社等外郭団体見直し方針」に基づき、公社等外郭団体に再就職した県退職者の状況について公表しました。また、再就職について透明性を確保するため、各任命権者ごとに定める公表に関する取扱要領に基づき退職時に本庁課長級以上（県立学校は校長、警察は所属長以上）の職にあった者で、退職後2年以内に、民間企業、公益法人等（国及び地方公共団体を除く。）に再就職し、令和3年8月から令和4年7月末までの間に届け出た者について公表しました。

第8 職員の研修の状況

任命権者は職員の勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えることとされており、令和3年度は下表のとおり職員研修を実施しました。

(1) 知事部局等

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
一般研修	新規採用職員研修（前期・後期）、一般職員研修（大島）、主査研修、新任係長研修、新任課長補佐級研修、新規再任用予定職員研修 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一般職員研修（本土）、新任課長級研修、新規再任用予定職員等パソコン研修については中止	49	878
自己啓発研修	チャレンジ研修（わかりやすい行財政、政策法務、地域づくり新戦略、キャリアデザイン、行政に生かせる経済知識等） ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部の講座を中止	26	412
その他	自治大学校派遣研修、海外研修	3	3

(2) 教育委員会

ア 行政職員

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
一般研修	知事部局等と同じ	知事部局等の数値に含まれる。	
自己啓発研修	知事部局等と同じ	知事部局等の数値に含まれる。	
その他	文部科学省派遣研修	1回	1人

イ 学校職員

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
一般研修	フレッシュ研修(初任校研修), ステップアップ研修(5年経験者研修), パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修), 新規採用養護教諭研修, 養護教諭ステップアップ研修, 養護教諭パワーアップ研修, 新規採用栄養教諭研修, 栄養教諭ステップアップ研修, 人権教育教職員等研修会, 管理職研修(新任校長, 新任教頭, 経験者教頭, 事務長)等	81回	2,703名
自己啓発研修	短期研修講座, 長期研修, 継続研修, 生徒指導実践力・チーム力向上プログラム, 民間企業等派遣研修	167回	2,555名
その他	大学院派遣研修, 独立行政法人教員研修センター派遣研修	12回	253名

(3) 警察本部

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
一般研修	県警察学校研修	31回	493人
自己啓発研修	女性職員研修セミナー 育児休業復帰研修セミナー	1回 1回	100人 16人
その他	警察大学校研修 九州管区学校研修 全国管区学校研修	70回 26回 24回	100人 158人 25人

注 「研修の区分」について

- ・一般研修 職位等, 対象となる職員を限定し, 受講を義務付けている研修
- ・自己啓発研修 自己啓発等を目的に, 職員の希望により受講できる研修
- ・その他 自治大学校, 警察大学校, 消防大学校等, 国の機関が行う研修

第9 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況

(1) 厚生事業の実施状況

職員の保健, 元気回復その他厚生に関する事項について, 令和3年度は下表に掲げる取組を実施しました。

ア 知事部局等

区分	内容・実施状況
職員の安全管理	職場における安全衛生の確保を図り, 快適な職場環境を形成するため, 各種施策を実施した。 ・衛生委員会, 安全衛生委員会の開催 ・執務環境測定, 職場点検の実施
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう, 各種施策を実施した。 ・定期健康診断, 人間ドック, 胃検診, 大腸検診, 特殊業務従事者健康診断の実施 ・健康相談, ストレスチェック, 専門医による心の健康相談 ・健康づくり教室, 心の健康教室の開催 ・職員健康審査会の開催 ・職場復帰支援の実施 ・長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導の実施 ・職員診療所の運営

その他	<p>職員の厚生に関する各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員相談の実施 ・職員の生涯生活設計の支援のためライフプランセミナーを実施 ・職員球技大会の開催 ・世帯用や単身・独身寮などの職員住宅の管理等
-----	--

イ 教育委員会

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職員の安全衛生管理	<p>職員における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成のため、各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における衛生管理者・衛生推進者の選任，産業医の配置 ・各学校における衛生委員会・衛生委員会に準ずる組織の設置と各委員会の開催 ・学校敷地内禁煙の推進 ・「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程」による総括安全衛生委員会の開催
職員の健康管理	<p>職員が健康で安心して業務に従事できるよう各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施 定期健康診断（情報機器従事者健診含む），人間ドック ・保健指導による職場巡回健康相談の実施 ・教職員相談事業の実施 教職員よろず相談，メンタルヘルス相談 ・メンタルヘルス講座の実施 管理職研修（新任校長研修会）等での講演 ・B型肝炎感染予防ワクチン接種（特別支援学校の職員で希望する者） ・学校職員の長時間勤務者に対する医師の面接指導の実施 ・学校職員等健康診断諮問委員会の開催 ・ストレスチェックの実施
その他	<p>職員の厚生に関する各種施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員住宅の維持管理

ウ 警察本部

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職員の安全衛生管理	<p>○安全衛生管理対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医の活用～健康講話，健康相談日の設定，勤務環境の点検等の実施 ・健康管理衛生委員会の開催 ・過重労働対策の推進～長時間勤務者に対する面接指導の実施 ・受動喫煙防止対策の推進～敷地内禁煙 ・公務災害防止事業の実施～怪我をしない体づくりを目的として「コンディショニング術講習会」を開催
職員の健康管理	<p>○健康診断等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断及びがん検診 ・特定健診～有機溶剤，情報機器作業業務，高気圧業務，拳銃実射訓練員等及び深夜業務従事者 ・B型肝炎予防接種 <p>○特定健康診査と特定保健指導の実施</p> <p>○健康づくり運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣による健康増進運動

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり視聴覚教材の貸出し ・受動喫煙防止対策の推進 ・セルフチェックの日の設定, 実施 ○相談指導体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの活用 ・保健師及び臨床心理士による健康相談や個別指導の実施 ・部外相談員の活用 ○新型コロナウイルス感染対策
そ の 他	

(2) 職員互助団体の運営状況

職員の相互共済及び福利増進等を図るために組織された職員互助団体が、福利厚生、医療等に関する資金の給付及び貸付、福利厚生施設の経営等の事業を行いました。

(単位：百万円)

区 分	団 体 の 名 称	事 業 費	財 源 内 訳		
			職員掛金	県補助金	そ の 他
知事部局等	(一財)鹿児島県職員互助会	244.3	230.6 (94.4%)	0.0 (0.0%)	13.7 (5.6%)
教育委員会	鹿児島県教職員互助組合	529.2	67.7 (12.8%)	0.0 (0.0%)	461.5 (87.2%)
警 察 本 部	(一財)鹿児島県警察協会	304.4	58.8 (19.3%)	0.0 (0.0%)	245.6 (80.7%)

注1 令和3年度決算による。

2 平成18年度に県補助金を廃止。

2 公務災害等認定の状況

職員が公務上又は通勤による災害を受け、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費等が補償されます。

令和3年度は、公務災害として129件、通勤災害として12件が認定されました(令和4年3月31日現在)。

なお、令和3年度における地方公務員災害補償基金鹿児島県支部の認定状況等は、次のとおりです。

(1) 公務災害

区 分	前年度末 未認定件数	請求受理 件 数	認 定 件 数		取下げ件数	当年度末 未認定件数
			公 務 上	公 務 外		
知事部局等	2	28	28	0	0	2
教育委員会	6	81	75	2	0	10
警 察 本 部	4	27	26	0	0	5
計	12	136	129	2	0	17

(2) 通勤災害

区 分	前年度末 未認定件数	請求受理 件 数	認 定 件 数		取下げ件数	当年度末 未認定件数
			該 当	非 該 当		
知事部局等	2	4	4	0	1	1
教育委員会	1	4	5	0	0	0
警 察 本 部	1	5	3	0	0	3
計	4	13	12	0	1	4

第10 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

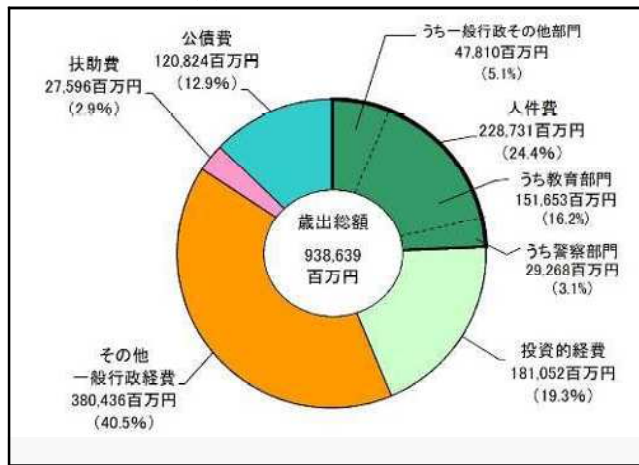
区分	住民基本台帳 人口 (R4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R3年度	1,605,419	938,638,816	15,759,537	228,730,620	24.4	26.6

(注) 1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。

2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を令和3年度普通会計決算で示したものである。

3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）



(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

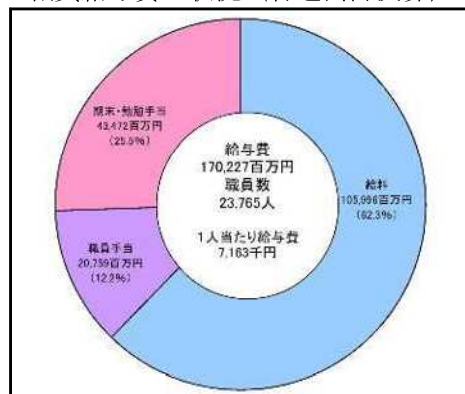
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R3年度	23,765	105,996,064	20,758,483	43,472,261	170,226,808	7,163	—

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含まない。

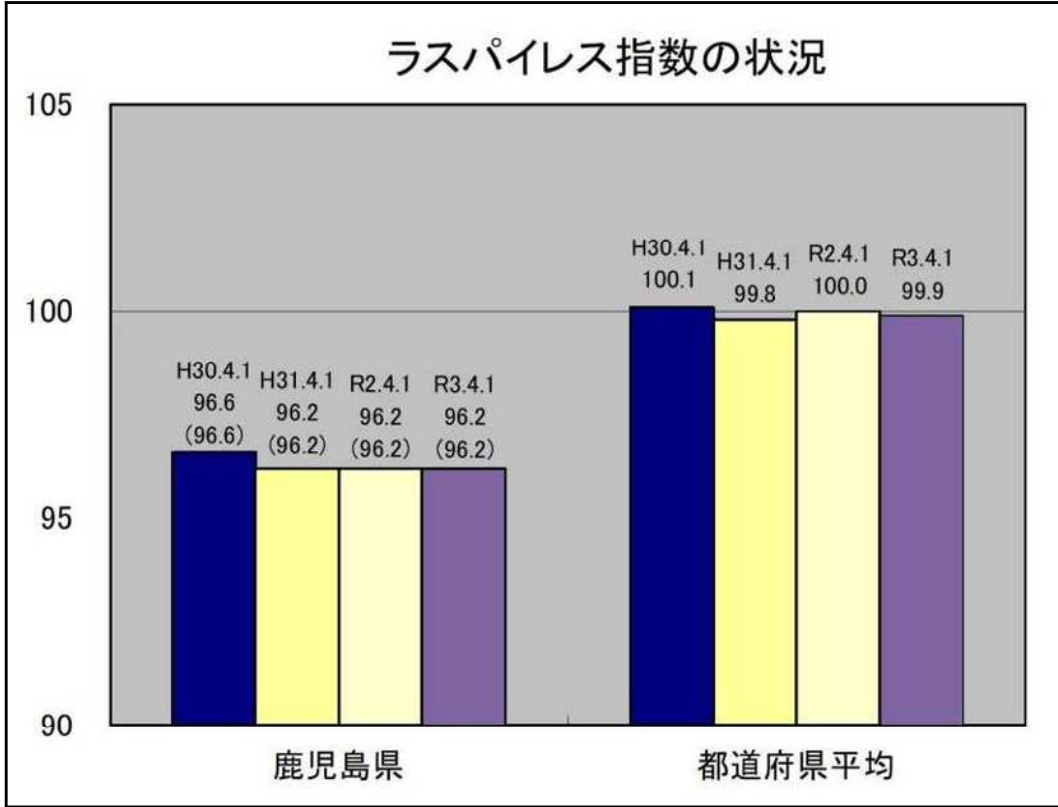
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び臨時的任用職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

職員給与費の状況（普通会計決算）



(3) ラスパイレス指数の状況

令和3年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合、96.2となっており、47都道府県の中では低い水準（全国46位）となっている。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R4年度	円 357,149	円 356,243	円 906	% 0.25	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支 給割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R4年度	月 4.39	月 4.30	月 0.09	月 0.10	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表改定時期：平成27年4月1日

平均引き下げ率：2%

経過措置：人事委員会の報告を踏まえ、平成30年3月31日で終了する給与制度の総合的見直しに伴う経過措置について、激変緩和措置（平成30年4月1日以降、毎年度3千円を上限として段階的に減額する措置を3年間実施）を講じる。

② 地域手当の見直し

国に準じて改正を行っており、東京都特別区において勤務する場合20%の地域手当が支給されることとなるが、鹿児島県内において地域手当の対象となる勤務地はない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	43.8歳	312,700円	392,434円	343,844円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円	— 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
鹿児島県	55.9歳	191人	318,300円	359,586円	339,159円	—	—	—	—
うち運転技師	56.8歳	45人	302,200円	346,696円	321,918円	乗用自動車 運転者	55.6歳	188,500円	1.84
うち道路整備員	56.7歳	31人	325,400円	365,174円	354,619円	—	—	—	—
うち技術補佐員	55.1歳	73人	323,400円	367,864円	345,595円	—	—	—	—
うち介助員 (特別支援学校)	55.8歳	38人	320,700円	355,347円	334,600円	—	—	—	—
国	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
都道府県平均	— 歳	(平均) — 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鹿児島県	- 円	- 円	-
うち運転技師	5,498,552円	2,483,000円	2.21
うち道路整備員	- 円	- 円	-
うち技術補佐員	- 円	- 円	-
うち介助員 (特別支援学校)	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年の3ヶ年平均)。
(乗用自動車運転者については鹿児島県データである。)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	46.8歳	383,700円	442,500円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	46.2歳	371,700円	432,962円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	37.8歳	312,000円	424,202円	344,694円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	182,700円	182,200円
	高校卒	151,000円	150,600円
技能労務職	高校卒	157,800円	—
	中学卒	140,300円	—
高等学校 教育職	大学卒	204,600円	—
	短大卒	177,900円	—
小・中学校 教育職	大学卒	204,600円	—
	短大卒	180,500円	—
警察職	大学卒	204,400円	211,400円
	高校卒	173,900円	173,400円

- (注) 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。
 2 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。
 (以下同じ)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,268円	357,414円	377,399円	394,034円
	高校卒	239,662円	318,875円	348,328円	365,592円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	299,425円	296,261円
	中学卒	— 円	267,200円	296,417円	309,810円
高等学校 教育職	大学卒	321,244円	403,312円	425,964円	433,247円
	短大卒	285,109円	364,302円	394,828円	422,614円
小・中学校 教育職	大学卒	322,783円	397,710円	418,761円	428,829円
	短大卒	301,861円	381,927円	409,107円	423,389円
警察職	大学卒	295,409円	387,938円	415,392円	417,527円
	高校卒	265,779円	352,825円	395,797円	411,820円

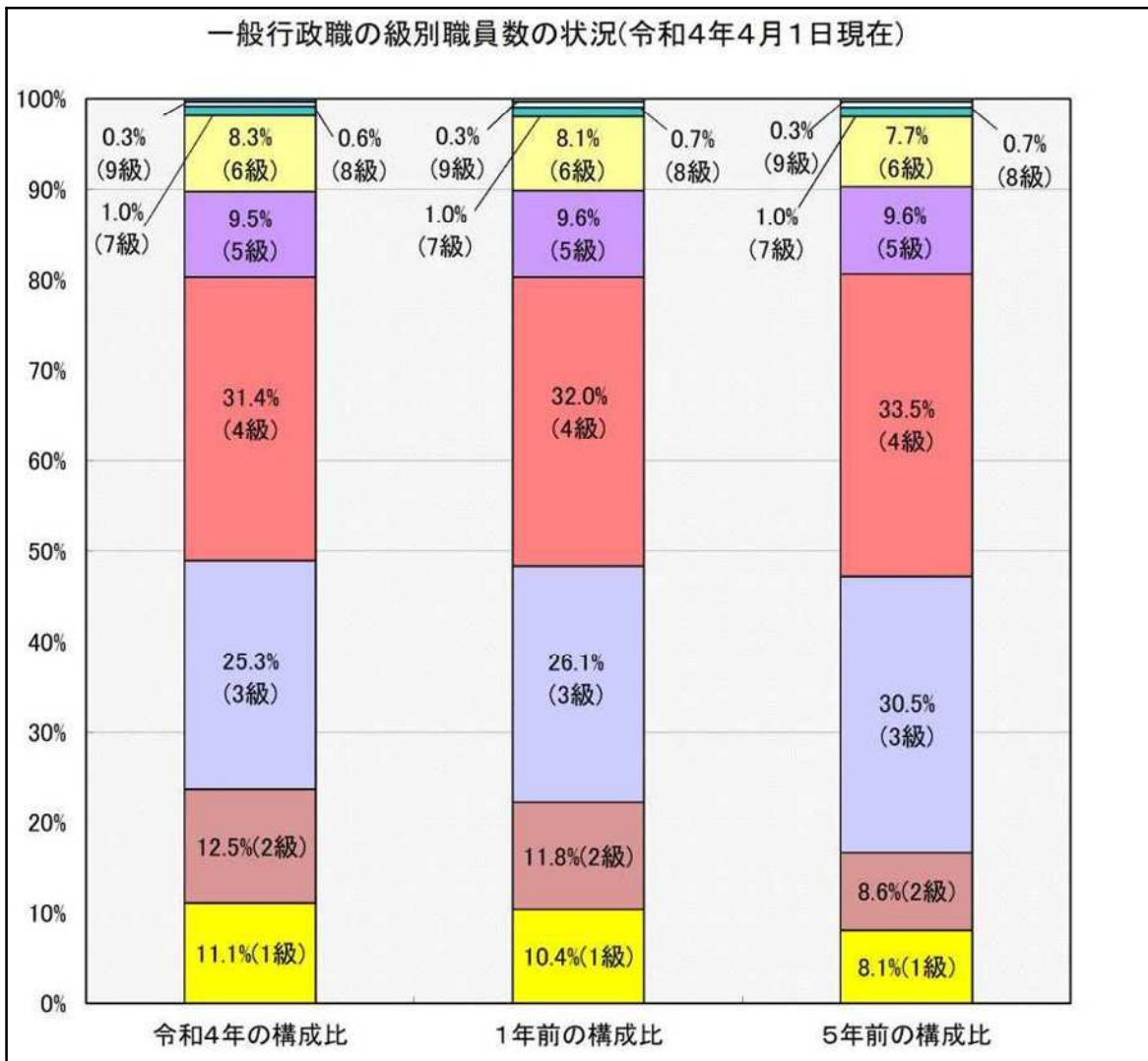
- (注) 技能労務職のうち、経験年数10年は該当職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

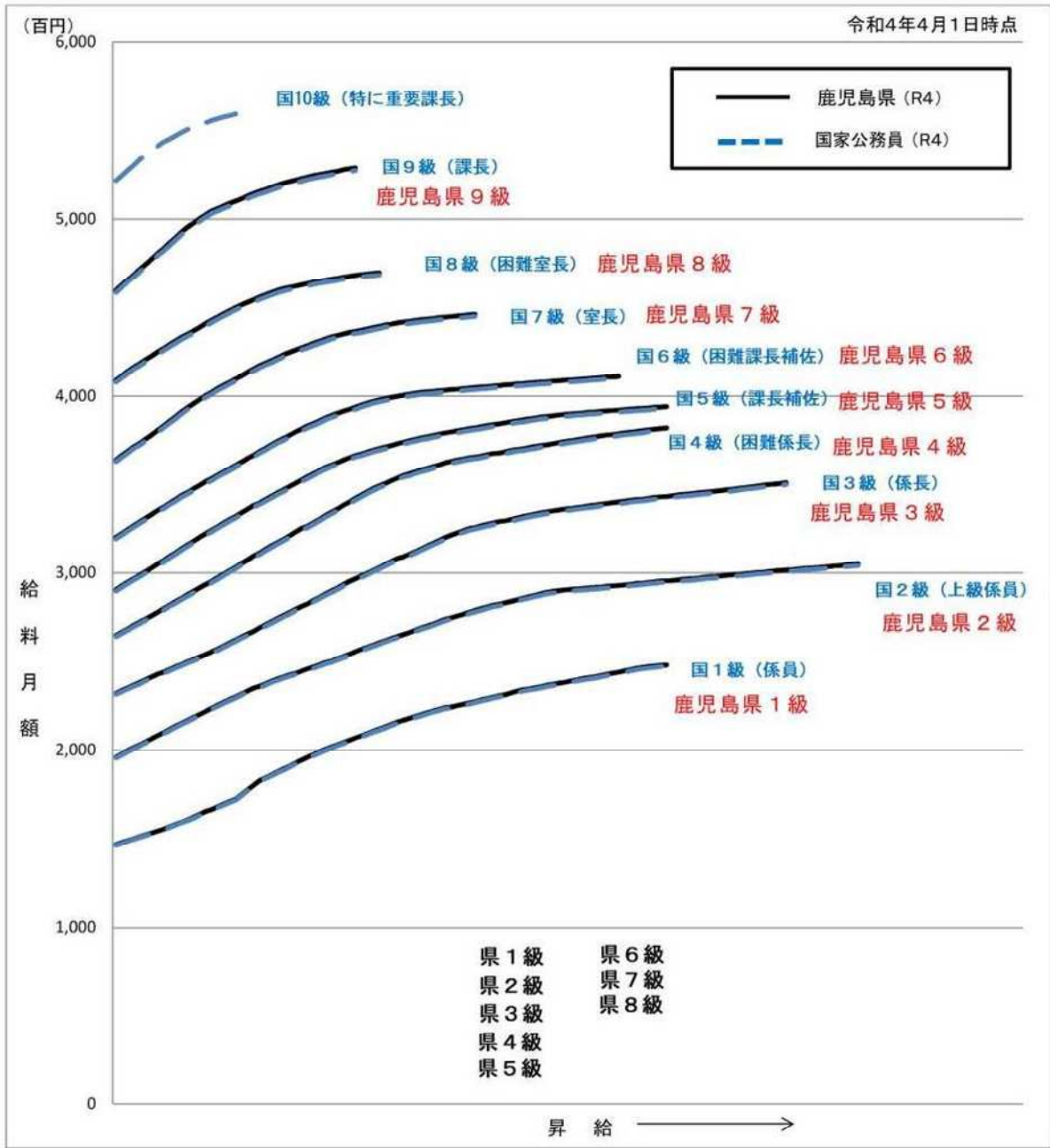
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長・局長	17人	0.3%	459,700円	529,000円
8級	局長・次長	33人	0.6%	409,200円	469,900円
7級	次長・課長	52人	1.0%	363,900円	446,100円
6級	課長・課長補佐	423人	8.3%	320,100円	411,300円
5級	課長補佐	488人	9.5%	290,500円	394,100円
4級	係長	1,609人	31.4%	264,900円	382,100円
3級	主査・技術主査	1,297人	25.3%	232,100円	351,000円
2級	主事・技師	639人	12.5%	196,000円	305,100円
1級	主事・技師	568人	11.1%	146,500円	248,300円
		5,126人	100.0%		

(注) 1 鹿児島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鹿児島県）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位，標準，下位の区分	○	○	○	○
上位，標準の区分				
標準，下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,684 千円		—	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) () 内は, 再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (鹿児島県)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○	○	○	○
上位, 標準の成績率				
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

鹿 児 島 県		国	
(支給率) 自己都合	応募認定・定年	同左	
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年 28.0395月分	33.270750月分		
勤続35年 39.7575月分	47.709 月分		
最高限度 47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
令和3年度全職種 1人当たり平均支給額	(自己都合) (応募認定・定年) 2,836千円 22,045千円	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		68,717 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		799,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	31人	20%
大 阪 市	16%	10人	16%
名 古 屋 市	15%	1人	15%
福 岡 市	10%	4人	10%
岐 阜 市	6%	1人	6%
長 崎 市	3%	1人	3%
医 師	16%	23人	16%
平均支給率	17.1%	—	17.1%

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は, 企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		1,020,702千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		113,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		37.8%		
手当の種類（手当数）		52		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度決算）	左記職員に対する 支給率
<知事部局>				
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	21,253千円	日額 （外勤）750円 （内勤）650円
防疫等作業手当	①保健所等に勤務する職員 ②保健所等に勤務する臨床検査技師等	①感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ②病理細菌検査等業務 ③新型コロナウイルス感染症関連業務	18,588千円 （教育委員会3千円）	①日額290円～380円 （危険加算100/100） ②日額400円 ③日額3,000円 （患者の身体に直接接触等の場合は4,000円）
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	1,156千円	日額290円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	97千円	日額250円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	189千円	日額400円～700円
社会福祉業務手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	26,875千円	日額640円 （児相職員は1,000円）
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	370千円	日額300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	32千円	日額290円
精神保健業務手当	保健所に勤務する職員等	在宅精神障害者の訪問指導等	225千円	日額290円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	12,751千円	日額600円
火薬類等取締手当	危機管理防災局危機管理課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	32千円	日額250円
土木現場等作業手当	環境林務部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	13,659千円	日額220円～400円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	296千円	日額720円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	4千円	1時間1,900円 （危険加算440円）
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	2,655千円	日額 （国）1,000円 （債）1,500円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	160千円	日額580円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	51千円	日額250円
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	37千円	1時間310円～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課，水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し，漁業取締り等の業務に従事	1,340千円	日額300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	4,070千円	日額300円 （①国が指定した地域高規格道路のうち，自動車専用道路区間及び②1日交通量5万台以上かつ片側3車線以上の区間を有する路線で行う道路補修作業の場合350円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給率値
災害応急作業等手当	商工労働水産部、土木部等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生する恐れのある現場において行う巡回監視	0千円	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等手当	農業開発総合センター、家畜保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	307千円	日額 250円
麻薬取締手当	くらし保健福祉部薬務課に勤務する麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項若しくは第56条第1項の規定による業務又は拳銃訓練に従事	1千円	日額 (国) 550円 (政) 800円
＜教育委員会＞				
多学年学級担当手当	小・中・義務教育学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	小・中・義務教育校の複式の学級における授業、指導に従事	32,430千円	日額 290円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭等で、教育職給料表(二)又は(三)の1級又は2級の者	①非常災害時等緊急業務 ②修学旅行等引率業務 ③対外運動競技等への引率業務 ④部活動指導業務	390,149千円	日額 ①7,500円 ～8,000円 (特に甚大な被害の場合は、 16,000円) ②5,100円 ③5,100円 ④2,700円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	125,785千円	日額 200円
夜間管理手当	農業、工業又は水産に関する学科を有する高等学校において当該教科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	3,516千円	1回につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員(通信教育課程本務者を除く)	面接指導	10,885千円	1時間 2,110円
乗船実習指導手当	水産に関する学科を置く高等学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	731千円	遠洋漁業の実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	32,529千円	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校職員	漁ろう実習	15千円	1航海 (売払代金一手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
<警察本部>				
犯罪予防等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ①警視以下の警察官（管理職員を除く） ②少年補導職員	①犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕等の作業 ②少年の補導作業	86,690千円	日額 ①560円 ②320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①現場鑑識作業 ②その他の犯罪鑑識作業	7,391千円	日額 ①560円 ②280円
看守・護送作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置場に留置された者の護送の作業及び保護室における被保護者の監視作業	6,124千円	日額 240円
交通捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査、交通取締り	42,031千円	日額 310円 ～1,260円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	56,456千円	日額 340円
航空機操縦作業手当	航空隊に勤務する職員のうち、航空機の操縦を担当する警察官	航空機の操縦作業	3,437千円	1時間5,100円 (危険加算670円)
航空機整備作業手当	航空隊に勤務する職員のうち、航空機及び保守器材の整備を担当する職員	航空機及び航空機保守器材の整備作業	1,244千円	日額 1,410円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ①検視室長、検視官 ②①以外の職員	検視、死体解剖の立会い等死体の処理作業	33,246千円	1体 ①3,200円 ②1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	夜間（午後10時～翌日午前5時）の業務	73,426千円	1回 410円 ～980円
危険物取扱等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①火薬類取締法等による立入検査等作業 ②爆発物の遮へい等の処理作業 ③特殊危険物処理作業 ④特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ハブ捕獲等作業	30千円	①1日 250円 ②1件5,200円 ③1日2,600円 ～4,600円 ④1日 250円 ⑤1件 800円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて、夜間（午後9時～翌日午前5時）を含む時間に、支給対象作業に従事した場合	2,874千円	1回 1,240円
航空機搭乗作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ①航空機整備担当者 ②①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	2,975千円	1時間 ①2,200円 ②1,900円 (危険加算①550円 ②440円)
潜水作業手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	32千円	1時間 310円 ～1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給率
災害応急作業等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業等	23千円	日額 420円 ～1,680円 (東日本大震災関係) 日額 660円 ～40,000円 (東日本大震災関係以外の原 子力災害及び特定大規模災 害) 日額 ～40,000円
側近警衛等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	①天皇・皇后・上皇・上皇后・皇太子・皇太子妃・皇嗣若しくは皇嗣妃の側近警衛 ②その他の皇族の側近警衛・警護対象者の警護	199千円	日額 ①1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収集作業等	0千円	日額 800円
銃器犯罪捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕等	0千円	日額 820円 ～1,640円
新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 ②新型コロナウイルス感染症関連業務	627千円	①日額3,000円 ②日額 290円 (患者の身体に直接接触等の場合は4,000円)
用地交渉手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し、現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	0千円	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
犯罪予防等通訳作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に伴う通訳の作業	0千円	日額 560円
船舶警ら等作業手当	生活安全部地域課及び奄美警察署に勤務する職員のうち、船舶警ら等の作業を担当する職員	警ら、犯罪の捜査、警戒警備又は救難若しくは救助の作業	0千円	日額 340円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	4,238,094 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	458 千円
支給実績 (令和2年度決算)	3,983,840 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	430 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（47,100円～137,700円）	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,478,429 千円	669,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（39,700円～72,800円）				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師【医(一)】：支給限度額 月額414,800円 獣医師：支給限度額 月額 30,000円	異	獣医師を支給対象	148,090 千円	949,000 円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	異	獣医師を支給対象	148,090 千円	949,000 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		3,185,709 千円	281,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額28,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		2,345,921 千円	311,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給 ①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円 (通勤距離が95km以上の場合) ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同 異 同	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円(60km以上)を上回る額を支給	2,948,527 千円	171,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円	同		846,737 千円	595,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異 異	給料等の算出方法が異なる 給料等の算出方法等が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不便な地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。(小・中学校) 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)			3,500,034 千円	921,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)															
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×8/100 農業開発総合センターの普及指導員、森林技術総合センターの林業普及指導員、水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×6/100 		77,599 千円	331,000 円															
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)		186,911 千円	135,000 円															
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)		540,074 千円	344,000 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> 一般の宿日直勤務 4,400円/回 医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 21,000円/回 特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,100円/回 		611,762 千円	329,000 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日等</th> <th>平日夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・部長級</td> <td>12,000円/回</td> <td>6,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・次長級</td> <td>10,000円/回</td> <td>5,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・課長級</td> <td>8,000円/回</td> <td>4,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・補佐級</td> <td>6,000円/回</td> <td>3,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		週休日等	平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回		25,775 千円	247,000 円
	週休日等	平日夜間																		
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																		
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																		
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																		
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																		
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> 滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・〃 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・〃 60日を超える期間 3,970円(5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 ()はその他の施設に宿泊する場合。		0 千円	0 円															
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ2,000円～8,000円を支給		1,014,679 千円	72,000 円															
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円		12,860 千円	357,000 円															
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円		123,115 千円	307,000 円															

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,240,000円
	副 知 事	970,000円
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	知 事	(令和4年度支給割合) 3.25月分 (20%加算措置あり)
	副 知 事	(令和4年度支給割合) 3.25月分 (20%加算措置あり)
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 1,240,000円×2/3×勤続月数= 39,679,999円 (任期毎) (48月)
	副 知 事	970,000円×1/2×勤続月数= 23,280,000円 (任期毎) (48月)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

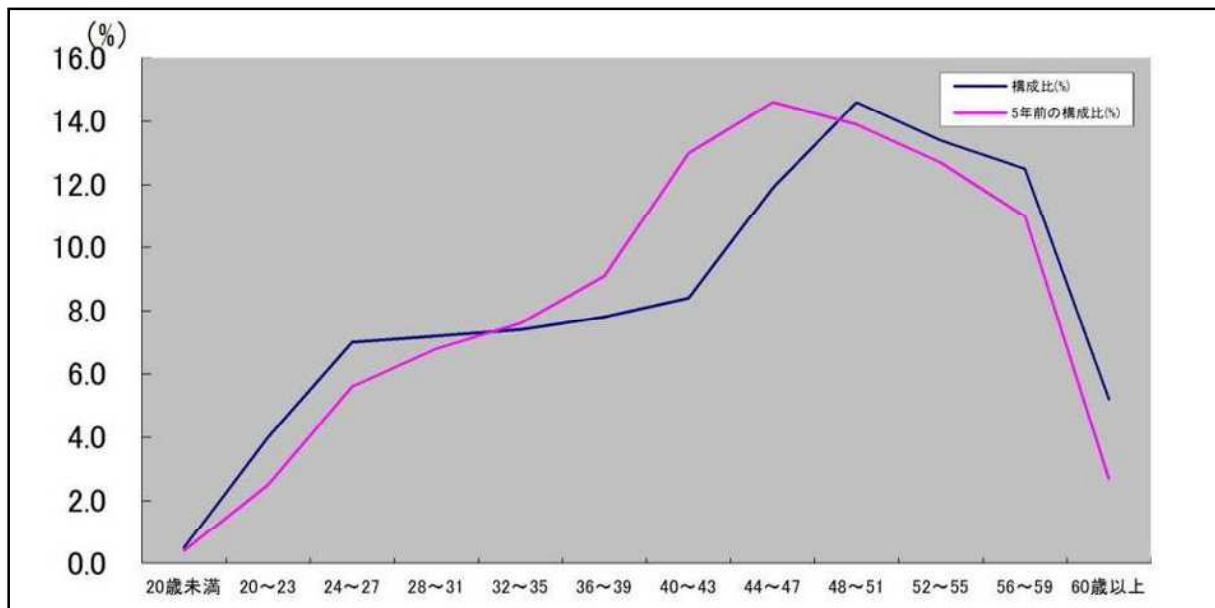
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
一般行政部門	議 会	36	35	△ 1	《増事由》 【総務企画部門】 ・国体・全国障害者スポーツ大会に向けた体制強化 《減事由》 【農林水産部門】 ・採用退職数 【土木部門】 ・採用退職数
	総務企画	886	897	11	
	税 務	172	166	△ 6	
	民 生	476	480	4	
	衛 生	675	684	9	
	労 働	102	110	8	
	農林水産	1,557	1,535	△ 22	
	商 工	184	198	14	
	土 木	871	853	△ 18	
	小 計	4,959	4,958	△ 1	
特別行政部門	教 育	15,308	15,338	30	・いじめ、不登校に関する体制強化 ・採用退職数
	警 察	3,498	3,483	△ 15	
	小 計	18,806	18,821	15	
公営企業等 会計部門	病 院	987	995	8	
	そ の 他	39	38	△ 1	
	小 計	1,026	1,033	7	
総 合 計		24,791 (28,016)	24,812 (28,149)	21 (133)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。)

2 ()内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	118	993	1,746	1,796	1,825	1,947	2,096	2,941	3,624	3,333	3,105	1,288	24,812

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別 \ 年度	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	5,059	5,030	5,026	4,997	4,959	4,958	△101(△2.0%)
教育	15,280	15,164	15,152	15,242	15,308	15,338	58(0.4%)
警察	3,489	3,489	3,490	3,488	3,498	3,483	△ 6(△0.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(- %)
普通会計計	23,828	23,683	23,668	23,727	23,765	23,779	△ 49(△0.2%)
公営企業等会計計	1,006	1,011	1,026	1,032	1,026	1,033	27(2.7%)
総合計	24,834	24,694	24,694	24,759	24,791	24,812	△ 22(△0.1%)

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	516,273	△31,648	25,229	4.9	4.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
3年度	4	14,978	3,968	6,283	25,229	6,307	—

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (3年度)
鹿児島県	38歳	275,075円	439,165円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（令和3年度） 千円	—千円	—千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

鹿 児 島 県			鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	同	—
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額	—			— 千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	1,101	千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	275	千円
支給実績（2年度決算）	1,517	千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	379	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額 (47,100円～137,700円)	同	千円	円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額	同	千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	配偶者 月額 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同	600 千円	150,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額28,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同	570 千円	142,500 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6 箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1 箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円(通勤距離が95km以上の場合) ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1 箇月当たり20,000円	同	1,049 千円	262,250 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円	同	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 一般行政職の「夜勤手当」に相当。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)	同	千円	円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同	千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	週休日等 平日夜間 ・部長級 12,000円/回 6,000円/回 ・次長級 10,000円/回 5,000円/回 ・課長級 8,000円/回 4,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 3,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同	千円	円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
	A	質収支	B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
3年度	19,537,543	1,621,000	11,212,945	57.4	—

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A 千円	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	1,113	4,035,979	2,237,903	1,596,951	7,870,833	7,072	—

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (3年度)
鹿児島県	41.9歳	318,184円	585,754円
団体平均			
医師	40.6歳	517,728円	1,373,056円
看護師	42.3歳	299,906円	509,108円
事務職員	43.2歳	305,998円	508,541円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,254千円		— 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.87月分 (0.885)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	同	—
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分		
勤続35年 39.7575月分 47.709月分		
最高限度額 47.709月分 47.709月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	—	千円

ウ 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給総額（令和2年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師	22～24%	103人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師	～%	—

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給総額（3年度決算）		—		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		—		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	助産師，看護師，准看護師， 臨床工学技士 県立病院で勤務する職員	感染症患者等の看護作業等に従事	782千円	日額290円
特例		・高度な管理を要する患者と接する業務 ・患者と接する業務 ・患者と接しない業務	43,351千円	日額4,000円 日額3,000円 日額2,000円
放射線取扱手当	医師，診療放射線技師，看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	3,858千円	日額250円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	19千円	日額290円
夜間看護等手当	①助産師，看護師，准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員（③を除く。） ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員 ④患者の外泊に同行する職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜（22:00～5:00）時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け，正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け，正規の勤務時間が割り振られた日の22時から翌日5時までの時間において手術等の業務に従事 ④給良病院の職員が患者の外泊に同行する業務に従事	千円 150,013	① 1回 2,150～7,300円 ② 1回 1,620円 ③ 1回 5,000～15,000円 ④ 1回 2,000円

医療業務従事手当	①始良病院に勤務する医師 ②始良病院に勤務する看護師，保健師，心理療法士，医療福祉支援職及び患者係事務職員(5病院) ③県立病院(5病院)に勤務する薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，臨床工学技士，栄養指導等の業務に従事する栄養士	該当職員が所掌する業務に従事	千円 66,212	①日額 1,500円 ②日額 500円 ③日額 1,000円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員(医師，歯科医師である職員を除く。)のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し，当該専門性に関する業務，研究又は指導に従事	2,038千円	日額250円 (ただし，感染管理認定看護1,000円(日額))
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	3,600千円	1回 20,000円
ドクターヘリ救急医療業務手当	①医師，歯科医師 ②看護師等その他の医療技術職員	ドクターヘリに搭乗し，医療行為等の業務に従事	1,354千円	①1回 5,000円 ②1回 3,000円
救急情報センター業務手当	始良病院に勤務する医師	救急情報センター業務に従事	1,300千円	1回 5,000円
新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当	ワクチン集団接種等への派遣	①医師：4時間15分以内 ②医師：4時間15分超 ③医師以外：4時間15分以内 ④医師以外：4時間15分超 ⑤宿泊療養施設への派遣等， ⑥他医療機関への看護師派遣， ⑦他医療機関等への職員派遣	2,813千円	①20,000円 ②30,000円 ③7,000円 ④10,000円 ⑤10,000円 ⑥20,000円 ⑦2,000円 ※全て日額

(注) 特殊勤務手当は，著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	525,430千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	484千円
支給実績(2年度決算)	456,145千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	418千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額（47,100円～137,700円）	同		32,159 千円	1,071,973 円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師等の場合 支給限度額：月額306,900円	同		463,565 千円	4,589,756 円
	初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額20,000円から40,000円の範囲内	異	病院事業独自の基準により加算額を支給		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	配偶者 月額 10,000円	同		115,033 千円	257,345 円
		子 8,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円				
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額28,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		72,181 千円	280,859 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給。	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同		105,269 千円	153,229 円
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合）	同			
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円	同		37,511 千円	614,937 円
		②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円				
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	月額：給料等×支給割合(25/100～4/100)	同		190,488 千円	516,227 円
		※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	同			
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)	同		92,962 千円	127,871 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)	同		108,057 千円	99,500 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同		65,113 千円	64,789 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	週休日等 平日夜間	同		300 千円	10,000 円
		・部長級 12,000円/回 6,000円/回 ・次長級 10,000円/回 5,000円/回 ・課長級 8,000円/回 4,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 3,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。				